

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則
指定施設整備基準・建築物移動等円滑化基準新旧対照表

新旧対照表の解説

指定施設整備基準について

今回の規則改正では、指定施設整備基準の構成をバリアフリー法に合わせて、全体を再構成しており、「旧」の欄には、改正後の整備基準に対応する改正前の整備基準を掲載しています。なお、改正前の整備基準の規定箇所が分かるように項号等も合わせて記載しています。

建築物移動等円滑化基準について

建築物バリアフリー条例に規定していた建築物移動等円滑化基準は、建築物バリアフリー条例と福祉のまちづくり条例の統合に伴い、福祉のまちづくり条例施行規則に規定しました。「旧」の欄には、改正後の整備基準に対応する、改正前の建築物バリアフリー条例の整備基準を記載しています。なお、改正前の整備基準の規定箇所が分かるように項号等も合わせて記載しています。

凡例

下線部：整備基準の内容が実質的に変更になっている部分

新：新たに追加した整備基準

改：改正した整備基準

■：改正後適用される整備基準（指定施設整備基準については改正後の整備基準。建築物移動等円滑化基準については、政令に基づく整備基準と、規則により追加した整備基準。）

規則：横浜市福祉のまちづくり条例施行規則

バリアフリー法施行令：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

建築物バリアフリー条例：横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例

告示：国土交通省告示

目次

1 共同住宅以外の建築物における整備基準新旧対照表

移動等円滑化経路	1
敷地内の通路	2
駐車場	5
出入口	6
廊下等	7
階段	11
傾斜路	12
エレベーターその他の昇降機	15
便所	17
浴室、シャワー室又は更衣室	21
ホテル又は旅館の客室	22
客席及び舞台	24
標識	24
案内設備	25
案内設備までの経路	27
情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）	29
情報伝達設備（聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）	30
誘導設備等	30
附帯設備	30
備考	31

2 共同住宅における整備基準新旧対照表

移動等円滑化経路	32
敷地内の通路	33
駐車場	36
出入口	37
廊下等	37
階段	38
傾斜路	39
エレベーターその他の昇降機	41
便所	43
浴室、シャワー室又は更衣室	46
標識	47
案内設備	47
備考	49

1 共同住宅以外の建築物における整備基準新旧対照表

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】				
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>		
移動等円滑化経路	<p>1の項(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する敷地内通路のうち1以上は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>2の項(6) 駐車区画から建築物の出入口に至る通路は、1の項(2)に定める構造に準じたものとする。</p> <p>3の項 屋外へ通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に定める構造とし、1の項(2)に定める構造の敷地内通路に接続すること。</p> <p>4の項(2) 2の項に定める構造の駐車場へ通ずる建築物の出入口、3の項に定める構造の外部出入口及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する各室に至る廊下のうち1以上は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>5の項 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する居室の出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>7の項(2) 1の項(2)に定める構造の敷地内通路、4の項(2)に定める構造の廊下及び10の項に定める構造の便所に設ける傾斜路は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。</p>	<p>1の項(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。</p>		<p>第18条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上(第四号に掲げる場合にあっては、そのすべて)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下この条において「移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。</p>		改	<p>1の項 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。</p>
		<p>ア 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路</p>		<p>一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下この条において「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)</p>			
		<p>イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)、住戸又は住室から当該車いす使用者用便房までの経路</p>		<p>二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路</p>			
		<p>ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室、住戸又は住室までの経路</p>		<p>三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p>			
				<p>四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)</p>			
		<p>エ 建築物に、住戸又は住室を設ける場合 道等から当該住戸又は住室までの経路</p>					

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】			
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>	
移動等円滑化経路		新 オ 5の項(2)ただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路			新 (1) 5の項(4)ただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路	
		新 カ 5の項(2)ただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路			新 (2) 5の項(5)ただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路	
	1の項(2)イ 段を設けないこと。ただし、段を6の項に定める構造に準じたものとし、7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。	(2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。			
	4の項(2)イ 段を設けないこと。ただし、段を6の項に定める構造に準じたものとし、7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。		一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。			
敷地内の通路	1の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する敷地内通路は、次に定める構造とすること。	2の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。	第16条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。		改 2の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。	
	1の項(1)ア 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。			
	16の項(1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロック又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。	イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。				
	16の項(1)ウ 階段等及びエスカレーターの始末端部に近接した場所等の縦断こう配が急激に変化し、特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所	(ア) 段の上端及び下端に近接する部分				
	16の項(1)イ 敷地内通路の車路に近接する部分	(イ) 車路に近接する部分				
	1の項(1)イ 段が生じる場合は、6の項(4)から(8)までに定める構造に準じたものとする。	ウ 段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。	二 段がある部分は、次に掲げるものであること。		改 ア 段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。	
	6の項(5) 階段の両側には、8の項に定める構造の手すりを設けること。	(ア) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。	イ 手すりを設けること。		改 (ア) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。	
	8の項(1) 階段の踊場及び傾斜路の平坦な部分の手すりは、連続して設けること。	改 a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。			新 a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
敷地内の通路	8の項(2) 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	b 手すりの高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。			新 b 手すりの高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
	8の項(3) 握りやすい形状とすること。	c 握りやすい形状とすること。			新 c 握りやすい形状とすること。
	8の項(4) 手すりは、階段及び段(以下「階段等」という。)並びに傾斜路の始末端部から障害者、高齢者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。			新 d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。
	6の項(7) 段鼻は、突き出さないようにし、踏面及びけあげと識別しやすい色とすること。	(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。		ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。	
	6の項(6) 踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。	(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。		ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	
	6の項(4) 回り段を設けないこと。	(エ) 回り段でないこと。			新 (イ) 回り段でないこと。
	6の項(8) けこみ板を設けること。	(オ) 蹴込板を設けること。			新 (ウ) 蹴込板を設けること。
	6の項(6) 踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。	(カ) 段鼻には、滑り止めを設けること。			
	1の項(1)ウ 傾斜路を設ける場合は、7の項(1)に定める構造に準じたものとすること。	エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。		三 傾斜路は、次に掲げるものであること。	
	7の項(1)ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。	一【敷地内の通路(1)ア参照】			
	7の項(1)イ こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、8の項に定める構造の手すりを設けること。	(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。		イ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	改 イ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。
	8の項(1) 階段の踊場及び傾斜路の平坦な部分の手すりは、連続して設けること。	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。			新 (ア) 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
	8の項(2) 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。			新 (イ) 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
	8の項(3) 握りやすい形状とすること。	c 握りやすい形状とすること。			新 (ウ) 握りやすい形状とすること。

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
敷地内の通路	8の項(4) 手すりは、階段及び段(以下「階段等」という。)並びに傾斜路の始末端部から障害者、高齢者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。			新 <u>(工) 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</u>
	7の項(1)ウ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。	(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。		
	1の項(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する敷地内通路のうち1以上は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。	(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	第18条第2項第七号 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第16条の規定によるほか、次に掲げるものであること。	第9条(5) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。	(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。
	1の項(2)ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。	ア 幅は、140センチメートル以上とすること。	イ 幅は、120センチメートル以上とすること。	ア 幅は、140センチメートル以上とすること。	ア 幅は、140センチメートル以上とすること。
	1の項(2)ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。	ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。		
	1の項(2)エ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		
	1の項(2)イ 段を設けないこと。ただし、段を6の項に定める構造に準じたものとし、7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。	一【移動等円滑化経路(2)参照】 イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。	二 傾斜路は、次に掲げるものであること。	イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。	イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。
	7の項(2)ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100センチメートル以上とすることができる。	(ア) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。	(1) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。	(ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては100センチメートル以上とすること。	改 <u>(ア) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。</u>
	6の項(1) 有効幅員(当該有効幅員の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。	a 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)が、120センチメートル以上			新 <u>a 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)が、75センチメートル以上</u>
	6の項(2) けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。	b 蹴上げの寸法が、18センチメートル以下			新 <u>b 蹴上げの寸法が、18センチメートル以下</u>
	6の項(3) 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。	c 踏面の寸法が、26センチメートル以上			新 <u>c 踏面の寸法が、26センチメートル以上</u>
	6の項(4)	一【敷地内の通路(1)ウ(エ)参照】			
	6の項(5)	一【敷地内の通路(1)ウ(ア)参照】			
	6の項(6)	一【敷地内の通路(1)ウ(ウ)及び(カ)参照】			
	6の項(7)	一【敷地内の通路(1)ウ(イ)参照】			
	6の項(8)	一【敷地内の通路(1)ウ(オ)参照】			

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】			
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>	
敷地内の通路	7の項(2)イ こう配は、12分の1以下とすること。	(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。	(2) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。	(イ) こう配は、12分の1を超えないこと。	(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。	
	7の項(2)ウ 高低差が75センチメートルを超える傾斜路については、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。	(ウ) 高さが75センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	(3) 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。			
	7の項(2)カ 8の項に定める構造の手すりを設けること。	(イ) (1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。		(ウ) 手すりを設けること。	(ウ) (1)イに定める構造の手すりを設けること。ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の1以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。	
	7の項(2)オ 傾斜路の両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。	(オ) 両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。		(イ) 両側に、側壁又は立ち上がり部を設けること。	(イ) 両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。	
	7の項(2)エ 傾斜路の始末端部には、長さ150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。	オ 傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。		(オ) 始点及び終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	ウ 傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	
	1の項(2)オ 敷地内通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ちこまない構造のふたを設けること。	カ 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。			エ 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。	
		新 (3) 道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項(1)ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、1の項ア及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。		3 第1項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項第一号中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	改 (3) 令第18条第1項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における(2)の規定は、令第18条第1項第一号における「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」を、「当該建築物の車寄せ」として適用する。	
駐車場	2の項 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合は、1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)の駐車区画を車いす使用者用駐車区画として、次に定める構造とすること。	3の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車いす使用者用駐車施設を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。	第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を1以上設けなければならない。	改 3の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車いす使用者用駐車施設を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。		

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】			
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>	
駐車場		(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。			改 (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。	
	2の項(1) 幅370センチメートル以上、奥行き600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの駐車区画については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。	改 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車いす使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。		一 幅は、350センチメートル以上とすること。		新 ア 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車いす使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。
	2の項(3) 建築物の出入口に近接した場所に設けること。	ウ 1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。		二 次条第1項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。		
	2の項(2) 水平な場所に設けること。	エ 水平な場所に設けること。			新	イ 水平な場所に設けること。
		オ 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。			新	ウ 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。
	2の項(4) 道路から駐車場へ通ずる出入口には車いす使用者用駐車区画がある旨を、当該駐車区画には車いす使用者用駐車区画である旨を見やすい方法により表示すること。	一【標識(1)(3)参照】				
	2の項(5) 道路から駐車場へ通ずる出入口から駐車区画に至る経路について誘導のための表示を行うこと。	(3) 車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。				
出入口	3の項 屋外へ通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に定める構造とし、1の項(2)に定める構造の敷地内通路に接続すること。	4の項 移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。		第18条第2項第二号 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。		
	5の項 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する居室の出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。					
	5の項(1) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。	(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、(2)に掲げるものを除く。		イ 幅は、80センチメートル以上とすること。		
	3の項(1) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。	(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。			第9条(1) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。	4の項 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上としなければならない。

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】			
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>		バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
出入口	3の項(2) 戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。	(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		□ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		
	5の項(2) 戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。					
	3の項(3) 障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。					
	5の項(3) 障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。					
		新 (4) 戸の横に幅 30 センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。				
廊下等	4の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する廊下は、次に定める構造とすること。	5の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。		第 11 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。		
	4の項(1)ア 床面は滑りにくい仕上げとすること。	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		
	4の項(1)イ 段が生じる場合は、6の項(4)から(8)までに定める構造に準じたものとすること。	一 【階段(1)参照】				

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
廊下等	<p>16の項(1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロック又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>16の項(1)ウ 階段等及びエスカレーターの始末端部に近接した場所等の縦断こう配が急激に変化し、特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</p> <p>16の項(2)イ 色は、周辺の床材の色と対比効果があるものとする。</p>	<p>イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。</p>	<p>二 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</p> <p>H18年告示第1497号第一</p> <p>一 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>二 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>三 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p>		
	<p>4の項(2) 2の項に定める構造の駐車場へ通ずる建築物の出入口、3の項に定める構造の外部出入口及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する各室に至る廊下のうち1以上は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。</p>	<p>一【移動等円滑化経路(2)参照】</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</p>	<p>第18条第2項第三号 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第11条の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p>	<p>第9条(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等(令第6条第二号の廊下等をいう。以下同じ。)の幅は、140センチメートル以上とすること。</p>	<p>5の項 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。</p>
	<p>4の項(2)ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。</p>	<p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p>	<p>イ 幅は、120センチメートル以上とすること。</p>		<p>(1) 幅は、140センチメートル以上とすること。</p>
	<p>4の項(2)イ 段を設けないこと。ただし、段を6の項に定める構造に準じたものとし、7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。</p>	<p>一【移動等円滑化経路(2)参照】</p>			
	<p>4の項(2)エ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p>	<p>イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p>	<p>ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p>		

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
廊下等	4の項(2)オ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		
	7の項(2)エ 傾斜路の始末端部には、長さ150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。	エ 傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。		第9条(3)オ 始点及び終点には、 <u>車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</u>	改 (2) 傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。7の項並びに別表第5の5の項及び7の項において同じ。)の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。
	4の項(2)ウ 廊下を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。	オ 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。			新 (3) <u>排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。</u>

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
廊下等		<p>カ 授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。</p>			<p>(4) 次に掲げる特別特定建築物で、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この表において同じ。)の合計が5,000平方メートル以上のものにあつては、授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。</p> <p>ア 病院又は診療所</p> <p>イ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場</p> <p>ウ 集会場又は公会堂</p> <p>エ 展示場</p> <p>オ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</p> <p>カ ホテル又は旅館</p> <p>キ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</p> <p>ク 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの(不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)</p> <p>ケ 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場</p> <p>コ 博物館、美術館又は図書館</p> <p>サ 公衆浴場</p> <p>シ 飲食店</p> <p>ス 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>セ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</p>

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
廊下等		新 キ おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。			新 (5) (4)の特別特定建築物にあつては、おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。
階段	改 6の項 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する階段のうち1以上は、次に定める構造とすること。	改 6の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。	第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。	改 第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段(その踊場を含む。以下同じ。)のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。	改 6の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。
	6の項(5) 階段の両側には、8の項に定める構造の手すりを設けること。	ア 両側に、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	一 踊場を除き、手すりを設けること。	改 (1) 両側に手すりを設けること。	改 ア 両側に、2の項(1)ア(ア)に定める構造の手すりを設けること。
	6の項(6) 踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		
	6の項(7) 段鼻は、突き出さないようにし、踏面及びけあげと識別しやすい色とすること。	ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。		
		エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。		
	新 オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。		五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 H18年告示第1497号第二令第12第五号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第1第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。		

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
階段	6の項(4) 回り段を設けないこと。	カ 回り階段でないこと。	六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	(5) 回り階段でないこと。	イ 回り階段でないこと。
	6の項(2) けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。	キ 蹴上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。		(2) けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。	ウ 蹴上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。
	6の項(3) 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。	ク 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。		(3) 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。	エ 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。
	6の項(1) 有効幅員(当該有効幅員の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。	ケ 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。		(4) 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。	オ 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。
	6の項(8) けこみ板を設けること。	コ 蹴込板を設けること。		(6) けこみ板を設けること。	カ 蹴込板を設けること。
	6の項(6) 踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。	サ 段鼻には、滑り止めを設けること。			
		新 (2) (1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。			
	新 (3) (2)の規定にかかわらず、(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。				
	新 (4) (1)キからサまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段のうち1以上が適合すれば足りることとする。			改 (2) (1)イからカまでの規定は、令第18条第2項第五号及び8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられていないものに限る。の場合は、適用しない。	
傾斜路	7の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に定める構造とすること。	7の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。	第13条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。		

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
傾斜路	7の項(1)イ こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、8の項に定める構造の手すりを設けること。	ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、2の項(1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	一 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、 <u>手すり</u> を設けること。		改 7の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、 <u>2の項(1)イに定める構造の手すり</u> を設けなければならない。
	7の項(1)ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		
	7の項(1)ウ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。	ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。		
		新 <u>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。</u>	四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 H18年告示第1497号第三 令第13条第四号 ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。		
	7の項(2) 1の項(2)に定める構造の敷地内通路、4の項(2)に定める構造の廊下及び10の項に定める構造の便所に設ける傾斜路は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。	(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	第18条第2項第四号 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、第13条の規定によるほか、次に掲げるものであること。	第9条(3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。	(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。
	7の項(2)ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100センチメートル以上とすることができる。	ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。	イ 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。	ア 幅は、階段に代わるものにあつては140センチメートル以上、 <u>階段に併設するものにあつては100センチメートル以上とすること。</u>	改 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、 <u>次に掲げる階段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。</u>
	4の項(2)イにより適用される6の項(2) けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。	(ア) 蹴上げの寸法が、18センチメートル以下			新 (ア) 蹴上げの寸法が、18センチメートル以下

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
傾斜路	4の項(2)イにより適用される6の項(3) 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。	(イ) 踏面の寸法が、26センチメートル以上			新 (イ) 踏面の寸法が、26センチメートル以上
	4の項(2)イにより適用される6の項(1) 有効幅員(当該有効幅員の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。	(ウ) 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上			
	4の項(2)イにより適用される6の項(4) 回り段を設けないこと。	—【階段(1)カ参照】			
	4の項(2)イにより適用される6の項(5) 階段の両側には、8の項に定める構造の手すりを設けること。	—【階段(1)ア参照】			
	4の項(2)イにより適用される6の項(6) 踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。	—【階段(1)イ及びサ参照】			
	4の項(2)イにより適用される6の項(7) 段鼻は、突き出さないようにし、踏面及びけあげと識別しやすい色とすること。	—【階段(1)ウ参照】			
	4の項(2)イにより適用される6の項(8) けこみ板を設けること。	—【階段(1)コ参照】			
	7の項(2)イ こう配は、12分の1以下とすること。	イ こう配は、12分の1を超えないこと。		ロ こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。	イ こう配は、12分の1を超えないこと。
	7の項(2)ウ 高低差が75センチメートルを超える傾斜路については、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。	ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。		ハ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	
	7の項(2)カ 8の項に定める構造の手すりを設けること。	エ 2の項(1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。			改 ウ 2の項(1)イに定める構造の手すりを設けること。ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の1以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。
7の項(2)オ 傾斜路の両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。	オ 両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。			改 エ 両側に、側壁又は立ち上がり部を設けること。	
7の項(2)エ 傾斜路の始末端部には、長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。	—【廊下(2)エ参照】			オ 始点及び終点には、車いすが安全に停止することができる平たんな部分を設けること。	

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
エレベーターその他の昇降機	9の項 直接地上へ通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する建築物については、その階に通ずるエレベーターを1以上設け、次に定める構造とすること。	8の項(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター((2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。	第18条第2項第五号 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター(次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。		8の項 移動等円滑化経路を構成するエレベーター(令第18条第2項第六号に規定するものを除く。以下この項及び別表第1の3の4の項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。
	9の項(1) かごは、利用居室、10の項に定める構造の便所又は2の項に定める構造の車いす使用者用駐車区画がある階及び地上階に停止すること。	ア 籠は、利用居室、住戸、住室、車いす使用者用便所又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	イ かご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。)は、利用居室、車いす使用者用便所又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。		
	9の項(2) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル(用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超える施設(別表第1 1建築物の部29の項に掲げる施設を除く。)にあつては、90センチメートル)以上とすること。	イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。	ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。		第9条(4) 床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかご及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。
	9の項(3) かごの奥行きは135センチメートル以上とすること。	ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。	ハ かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。		
	9の項(11) 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。	エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。	ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。		
	9の項(9) かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。	オ 籠内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。		
	9の項(5) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。	カ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。		
	9の項(12) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。	キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。		

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】			
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>	
エレベーターその他の昇降機	<p>9の項(4) かがの幅は 140 センチメートル以上とし、車いすの転回に支障がない構造とすること。</p> <p>規則別表第9備考第2項 別表第5の9の項(4)に規定する整備基準は、用途に供する部分の床面積(別表第1 1 建築物の部 27 の項に掲げる施設にあっては、別表第1 1 建築物の部 26 の項及び 29 の項に掲げる施設の用途に供する部分の床面積を除いた床面積)の合計が 2,000 平方メートル未満の施設については、適用しない。</p>	<p>ク 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。</p>	<p>チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。</p>			
		<p>(ア) 籠の幅は、140 センチメートル以上とすること。</p>				<p>(1) かがの幅は、140 センチメートル以上とすること。</p>
		<p>(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p>				<p>(2) かがは、車いすの転回に支障がない構造とすること。</p>
	<p>9の項(6) かが内に、かがが到着する階並びにかが及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p>	<p>ケ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p>	<p>リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) かが内に、かがが到着する階並びにかが及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(2) かが内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合)にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>H18 年告示第 1493 号</p> <p>一 文字等の浮き彫り</p> <p>二 音による案内</p> <p>三 点字及び前二号に類するもの</p> <p>(3) かが内又は乗降ロビーに、到着するかがの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p>	改	<p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターにあっては、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(3) 新築をする場合において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあっては、令第 18 条第 2 項第五号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。</p>	
	<p>9の項(9) かが内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。</p>	<p>コ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合)にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>(ア) 点字</p> <p>(イ) 文字等の浮き彫り</p> <p>(ウ) 音による案内</p> <p>(エ) その他これらに類するもの</p>				
<p>9の項(10) かが内又は乗降ロビーに、到着するかがの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p>	<p>サ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p>					
<p>9の項(7) かが内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</p>	<p>シ 籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</p>	新			<p>(4) 籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</p>	

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
エレベーターその他の昇降機	9の項(8) かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	ス 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。			新 (5) 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。
		新 (2) 移動等円滑化経路を構成する令第18条第2項第六号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。		第18条第2項第六号 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。	
便所	11の項 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、便所が建築物の区分につき1箇所の建築物であって、当該便所が10の項に定める構造便房だけで構成されているものについては、この限りでない。	9の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。		第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。	9の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。
	10の項(4) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。	ア 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。		(1) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。	ア 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。
	11の項(4) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。				
	11の項(2) 便所の出入口の戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。	イ 便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。			新 イ 便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
	11の項(1) 便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。	ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。		(2) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。	ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
	10の項(9) 洗面器及び洗面器まわりの1以上は、 <u>障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造</u> とすること。	改 エ 次に掲げる洗面台を1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。			新 エ 洗面器を1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設け、当該洗面器(乳幼児用のもの及び便房内に設けるものを除く。)の両側に手すりを設けること。
	11の項(6) 洗面器及び洗面器まわりの1以上は、 <u>障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造</u> とすること。				
		新 (ア) 洗面器(乳幼児用のものを除く。)の手前及び両側に手すりを設けること。ただし、当該洗面器が荷重に対し必要な強度を有し、身体を支持することができる場合は、手前に設けることを要しない。			
		新 (イ) 洗面器の水栓は高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。			
		新 (ウ) 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。			
11の項(5) 男子用小便器を設ける場合には、1以上は床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)	オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。		第14条第2項 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便	改 オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け	

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
便所	その他これらに類するものとし、手すりを便器の前面及び両側に設けること。	(ア) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。	器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。		口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設け、当該男子用小便器(乳幼児用小便器を除く。)の前面及び両側に手すりを設けること。
		(イ) 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。		(4) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設ける場合は、そのうち1以上に手すりを設けること。	
		(ウ) 前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせること。			
		(エ) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。			
	11の項(3) 10の項に定める構造の便房以外に便房を設ける場合は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造の戸、腰掛け式便器及び手すりを有するものを1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。	カ 車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。		(3) 令第14条第1項第一号の車いす使用者用便房(以下「車いす使用者用便房」という。)又はその他の便房を設ける場合には、そのうちそれぞれ1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)には、手すりを設けること。	カ 車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。
		(ア) 手すりを設けること。			(ア) 手すりを設けること。
		(イ) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。			新 (イ) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
		(ウ) 便器は、腰掛便座とすること。			新 (ウ) 便器は、腰掛便座とすること。
	10の項 5の項に定める構造の居室の出入口(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道又は公園、広場その他の空地)へ通ずる不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむをえないものについては、この限りでない。)は、次に定める構造とすること。	(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。	第14条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。		(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。
		ア 便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便房を1以上設けること。	一 便所内に、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を1以上設けること。		ア 令第14条第1項第一号の規定により設ける車いす使用者用便房は、次に掲げるものであること。

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
便所	10の項(6) 便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	(ア) 車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。			新 (ア) 車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
	10の項(8) 便房には、腰掛け式便器、手すり等を適切に配置すること。	(イ) 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。	H18年告示第1496号 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。	(3) 令第14条第1項第一号の車いす使用者用便房(以下「車いす使用者用便房」という。)又はその他の便房を設ける場合には、そのうちそれぞれ1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)には、手すりを設けること。	
		a 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり(以下「L型手すり」という。)を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。			
		b L型手すりと可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。			
		c L型手すりと可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。			
		d 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。			
		e L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。			
	10の項(8) 便房には、腰掛け式便器、手すり等を適切に配置すること。	(ウ) 次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。	H18年告示第1496号 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。		
		a 腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。			
		b 腰掛便座の座面の高さは、車椅子の座面の高さに合わせること。			
		c 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。			
	10の項(7) 便房には、車いす使用者が円滑に利用できる床面積を確保すること。	(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	H18年告示第1496号 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。		
		(オ) 次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。			新 (イ) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。
		a 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。			
	b 洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。				

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
便所		新 c 洗面台の鏡は、床面から 90 センチメートル以下の位置から上方へ垂直に 80 センチメートル以上の長さで設けること。			
		新 (カ) 紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。			
		新 (キ) 非常用呼び出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。			
		新 (ク) 戸の横に幅 30 センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。			
	10 の項 (5) 便所及び便所の出入口には、障害者、高齢者等が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。	(ケ) 当該便所の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。			新 (ウ) 当該便所の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。
	10 の項 (1) 便所の出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。	—【出入口(1)参照】			
	10 の項 (2) 便所及び便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。	—【出入口(3)参照】			
	10 の項 (3) 便所及び便所の出入口及び床面には、段を設けないこと。ただし、7の項(2)に定める構造の傾斜路と併設した便所の床面については、この限りでない。	—【移動等円滑化経路(2)参照】			
	10 の項 (10) 便所内に、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便所を 1 以上設けること。	イ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便所を 1 以上設けること。	二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所を 1 以上設けること。		
		新 (ア) 当該便所の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便所である旨の表示を行うこと。			新 イ 令第 14 条第 1 項第二号の規定により水洗器具を設けた便所の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便所である旨の表示をすること。
	新 (イ) 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。				

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
便所		(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便所を設けた便所をそれぞれ1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設け、当該便所の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。			(3) 自動車の停留若しくは駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)又は5の項(4)アからセまでに掲げる特別特定建築物(床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。)に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便所を設けた便所をそれぞれ1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設け、当該便所の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。
		ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便所			ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便所
		イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便所			イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便所
浴室、シャワー又は更衣室	12の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、床面は、滑りにくい仕上げとすること。	10の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、当該浴室、シャワー室又は更衣室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。		第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室(以下「浴室等」という。)を設ける場合には、当該浴室等の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	10の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、当該浴室、シャワー室又は更衣室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。
	12の項(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、それぞれ1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)を、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。	(2) (1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。		2 前項の浴室等のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。	(2) (1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。
	12の項(2)オ 必要な場所に手すりを設けること。	改 ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。		(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	改 ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
	12の項(2)エ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保すること。	イ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されていること。		(2) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されていること。	改 イ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されていること。
		ウ 出入口は、次に掲げるものであること。		(3) 出入口は、次に掲げるものであること。	ウ 出入口は、次に掲げるものであること。
	12の項(2)ア 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。	(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。		ア 幅は、80センチメートル以上とすること。	(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】			
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>	
浴室、シャワー又は更衣室	12の項(2)イ 戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。	(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	
	12の項(2)ウ 出入口及び室内には、障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	エ 高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。				
	12の項(2)カ 浴槽、シャワー及び水栓は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるような構造とすること。	オ 浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。				
ホテル又は旅館の客室	13の項 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する客室を設ける場合は、1以上(総客室数が100を超えるときは、2以上)を次に定める構造とすること。	11の項(1) 客室のうち1以上(客室の総数が100を超える場合は、2以上)は、車いす使用者用客室を設けなければならない。	第15条 ホテル又は旅館には、客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室(以下「車いす使用者用客室」という。)を1以上設けなければならない。	改	11の項(1) 客室の総数が50以上の場合は、1以上(客室の総数が100を超える場合は、2以上)車いす使用者用客室を設けなければならない。	
		(2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。	2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。		(2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。	
	13の項(6) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる浴室、便所、洗面所等を設けること。	改	ア 便所は、次に掲げるものであること。	一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。		
			(ア) 車いす使用者用便房を設けること。	イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。		
			(イ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。	ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。		
			a 幅は、80センチメートル以上とすること。	(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。		
			b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		
			(ウ) 水洗器具を備えた便房を設けること。			

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
ホテル又は旅館の客室	13の項(6) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる浴室、便所、洗面所等を設けること。	改 イ 浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。	二 浴室又はシャワー室(以下この号において「浴室等」という。)は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。		
		新 (ア) 車いす使用者が円滑に利用することができる浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。 H18年告示第1495号 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。		
		新 (イ) 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。	H18年告示第1495号 二 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。		
		新 (ウ) 出入口は、ア(イ)に掲げるものであること。	□ 出入口は、前号口に掲げるものであること。		
		新 (エ) 車いす使用者が浴槽へ移乗するための空間を設けること。			
		新 (オ) 水栓は、簡易に温度調節のできるものとする。			
	13の項(4) 車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分なスペースを確保すること。	ウ 車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分なスペースを確保すること。			新 ア 車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間が確保されていること。
		エ ベッドは、次に掲げるものであること。			
	13の項(5) ベッドの高さは、車いすの座面の高さと同程度とすること。	(ア) ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度とすること。			新 イ ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度とすること。
		新 (イ) ベッドは、車椅子のフットサポートが下部に入る高さとする。			
		新 オ 高さ120センチメートル、奥行き60センチメートル程度の収納棚及び高さ120センチメートル程度のハンガー掛けを設けること。			
		新 カ コンセント、スイッチ等は、床面から40センチメートル以上110センチメートル以下の高さに設け、操作が容易であるものとする。			
		新 キ スイッチは、ベッドまわりの手の届く範囲に設けること。			

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
ホテル又は旅館の客室	13の項(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。	―【出入口(1)参照】			
	13の項(2) 戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。	―【出入口(3)参照】			
	13の項(3) 出入口及び室内には、障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	―【移動等円滑化経路(2)参照】			
客席及び舞台	14の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する客席を設ける場合は、次に定める構造とすること。	12の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。			
	14の項(1)ア 車いす使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に2以上設けること。	ア 車いす使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に2以上設けること。			
	14の項(1)イ 出入口から車いす使用者用の客席に至る経路には、段を設けないこと。ただし、7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。	イ 出入口から車いす使用者用の客席に至る経路には、段を設けないこと。ただし、5の項(2)エ又は7の項(2)に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設した場合は、この限りでない。			
	14の項(1)ウ 車いす使用者用の客席は、1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。	ウ 車いす使用者用の客席は、1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。			
	14の項(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する舞台を設ける場合は、障害者、高齢者等が支障なく客席及びそで口から舞台上ることができるような経路を確保すること。	(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が支障なく客席及び袖口から舞台上ることができるような経路を確保しなければならない。			
標識	10の項(5) 便所及び便所の出入口には、障害者、高齢者等が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。	13の項(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。	第19条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。		
	15の項(1) 障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場があることを表示する標識を設けること。				
		新 ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。	H18年国土交通省令第113号 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第19条に規定する標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。		

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
標識		新 イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であること。	H18年国土交通省令第113号 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)でなければならない。		
		新 (2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。			新 12の項(1) 移動等円滑化の措置がとられた便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。
	2の項(4) 道路から駐車場へ通ずる出入口には車いす使用者用駐車区画がある旨を、当該駐車区画には車いす使用者用駐車区画である旨を見やすい方法により表示すること。	(3) (1)の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。			新 (2) 移動等円滑化の措置がとられた駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。
案内設備	15の項(3) 建築物(案内所が設けられているものを除く。)又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を示した次に定める構造の案内標示を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	14の項(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	第20条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。		
	15の項(3)ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。	ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は、地色と対比効果があるものとする。			
	15の項(3)イ 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。	イ 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。			
	15の項(3)ウ 障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。	ウ 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。			
	15の項(3)エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。	エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。			
15の項(3)オ 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。	オ 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。				

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
案内設備	<p>15 の項(2) 建築物(案内所が設けられているものを除く。)又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>	<p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</p> <p>ア 点字 イ 文字等の浮き彫り ウ 音による案内 エ その他これらに類するもの</p>	<p>2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</p> <p>H18年告示第1491号</p> <p>一 文字等の浮き彫り 二 音による案内 三 点字及び前二号に類するもの</p>		
	<p>15 の項(2) 建築物(案内所が設けられているものを除く。)又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>	<p>(3) 案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。</p>	<p>3 案内所を設ける場合には、前2項の規定は適用しない。</p>		
	<p>15 の項(3) 建築物(案内所が設けられているものを除く。)又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を示した次に定める構造の案内標示を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p>				

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
案内設備までの経路	<p>16 の項(1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロック又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p>	<p>15 の項 歩道上から 14 の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p>	<p>第 21 条 道等から前条第 2 項の規定による設備又は同条第 3 項の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</p> <p>H18 年告示第 1497 号</p> <p>第四 令第 21 条第1項ただし書に 規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第 21 条第2項に定める基準に適合するものである場合とする。</p> <p>第一第三号 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p>		
	<p>16 の項(1)ア 歩道上から外部出入口、敷地内通路又は案内施設に至る連続した経路</p>				

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
案内設備までの経路	16の項(1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロック又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。	(1) 当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。	一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。		
			二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。		
			イ 車路に近接する部分		

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
案内設備までの経路		(2) 当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。	<p>□ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）</p> <p>H18年告示第1497号</p> <p>第五 令第21条第2項第二号口に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、第一第一号若しくは第二号に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。</p> <p>第一第一号 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>第二号 令第12第五号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。</p>		
	16の項(1)ウ 階段等及びエスカレーターの始端部に近接した場所等の縦断こう配が急激に変化し、特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所	改		—	
情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）	16の項(2) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次のとおりとすること。	16の項(1) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。			
	16の項(2)ア 大きさは、縦横それぞれ <u>30センチメートル</u> とすること。	改 ア 大きさは、縦横それぞれ <u>30センチメートル以上</u> とすること。			
	16の項(2)ウ 別表第3の3の項(2)ウ及びエに定める構造とすること。	新 イ 色は、原則として黄色とすること。			
		ウ 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。			
	エ 形状は、次のとおりとすること。				
		(ア) 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。			

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
情報伝達設備(視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)		(イ) 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。			
		(ウ) 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。			
	16の項(4) 階段等及び傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行うこと。	(2) 階段、段及び傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行わなければならない。			
	16の項(5) エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色とすること。	(3) エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色としなければならない。			
16の項(3) 地下街その他視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には、音により視覚障害者を誘導する装置を設けること。	(4) 視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には、音声による誘導装置を設けなければならない。				
情報伝達設備(聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)	17の項(1) 別表第1 1建築物の部4の項及び13の項に掲げる施設その他これらに類する施設の利用者の案内、呼び出しのための窓口等の1以上には、文字により情報を表示する設備を設けること。	17の項(1) 別表第1 1建築物の部4の項及び15の項に掲げる施設その他これらに類する施設の利用者の案内、呼び出しのための窓口等の1以上には、文字により情報を表示する設備を設けなければならない。			
	17の項(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を1台以上備えること。	(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を1台以上備えなければならない。			
	17の項(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する客席を設ける場合は、集団補聴設備を設けること。	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、集団補聴設備を設けなければならない。			
誘導設備等	18の項(1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けること。	18の項(1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。			
	18の項(2) 屋外へ通ずる出入口、廊下、階段その他必要な箇所には、点滅型誘導灯を設けること。	(2) 屋外へ通ずる出入口及び直通階段の出入口に、点滅型誘導灯を設けなければならない。			
附帯設備	19の項(1) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設け、車いす使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保すること。	19の項(1) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、車いす使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。			
	19の項(2) 水飲みを設ける場合は、1以上を障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設け、次に定める構造とすること。	(2) 水飲みを設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。			
	19の項(2)ア 車いす使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。	ア 車いす使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。			
	19の項(2)イ 水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。	イ 水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。			
	19の項(3) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設け、次に定める構造とすること。	(3) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。			

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の2>>
附帯設備	19の項(3)ア 前面には、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。	ア 前面には、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。			
	19の項(3)イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるような構造とすること。	イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。			
備考		（備考） 1 別表第1 1建築物の部2の項(令第5条第9号に規定するものを除く。)、9の項(同条第1号に規定するものを除く。)、10の項、18の項、26の項(同条第11号に規定するものを除く。)、30の項から32の項まで、34の項及び35の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。 2 別表第1 1建築物の部34の項に掲げる施設については、この表5の項(2)ア中「140」とあるのは、「120」とする。 3 別表第1 1建築物の部5の項(1,000平方メートル未満の施設に限る。)、6の項(1,000平方メートル未満の施設に限る。)、8の項(1,000平方メートル未満の施設に限る。)、11の項(1,000平方メートル未満の施設に限る。)、13の項(1,000平方メートル未満の施設に限る。)、15の項((1)を除く。)(1,000平方メートル未満の施設に限る。)、16の項、19の項(1,000平方メートル未満の施設に限る。)、20の項、21の項、22の項(1,000平方メートル未満の施設に限る。)、23の項、25の項から27の項まで及び29の項に掲げる施設については、この表の15の項中「歩道上」とあるのは、「道等」とする。	第23条 法第14条第3項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における第11条から第14条まで、第16条、第17条第1項、第18条第1項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「法第14条第3項の条例で定める特定建築物」とする。	第11条 第3条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第6条第1項、第7条、第8条第1項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。	（備考） 1 この表における「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。 2 条例第19条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物におけるこの表の適用については、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

2 共同住宅における整備基準新旧対照表

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の3>>
移動等円滑化経路	<p>1の項(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する敷地内通路のうち1以上は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>2の項(6) 駐車区画から建築物の出入口に至る通路は、1の項(2)に定める構造に準じたものとする。</p>	<p>1の項(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。</p>	<p>第18条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上(第四号に掲げる場合にあっては、そのすべて)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下この条において「移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。</p>		<p>1の項(1) 次に掲げる経路のうちそれぞれ1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。</p>
		<p>ア 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路</p>			
	<p>3の項 屋外へ通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に定める構造とし、1の項(2)に定める構造の敷地内通路に接続すること。</p> <p>4の項(2) 2の項に定める構造の駐車場へ通ずる建築物の出入口、3の項に定める構造の外部出入口及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する各室に至る廊下のうち1以上は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>5の項 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する居室の出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p>				
	<p>7の項(2) 1の項(2)に定める構造の敷地内通路、4の項(2)に定める構造の廊下及び 10 の項に定める構造の便所に設ける傾斜路は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。</p>	<p>イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)、住戸又は住室から当該車いす使用者用便房までの経路</p>	<p>二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路</p>		<p>イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合には、住戸から当該車いす使用者用便房までの経路</p>
		<p>ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室、住戸又は住室までの経路</p>	<p>三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p>		<p>ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設から住戸までの経路</p>
		<p>エ 建築物に、住戸又は住室を設ける場合 道等から当該住戸又は住室までの経路</p>			<p>ア 道等から住戸までの経路(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)</p>

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】			
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の3>>	
移動等円滑化経路					新 (2) (1)アに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第18条第2項第七号の規定によることが困難である場合における移動等円滑化経路の規定の適用については、(1)ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	
	1の項(2)イ 段を設けないこと。ただし、段を6の項に定める構造に準じたものとし、7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。	(2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。			
	4の項(2)イ 段を設けないこと。ただし、段を6の項に定める構造に準じたものとし、7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。					
敷地内の通路	1の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する敷地内通路は、次に定める構造とすること。	2の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。	第16条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。			
	1の項(1)ア 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。			
	1の項(1)イ 段が生じる場合は、6の項(4)から(8)までに定める構造に準じたものとする。	ウ 段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。	二 段がある部分は、次に掲げるものであること。			
	6の項(5) 階段の両側には、8の項に定める構造の手すりを設けること。	(ア) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。	イ 手すりを設けること。			
	8の項(1) 階段の踊場及び傾斜路の平坦な部分の手すりは、連続して設けること。	改 a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。				
	8の項(2) 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	b 手すりの高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。				
	8の項(3) 握りやすい形状とすること。	c 握りやすい形状とすること。				
	8の項(4) 手すりは、階段及び段(以下「階段等」という。)並びに傾斜路の始末端部から障害者、高齢者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。				
6の項(7) 段鼻は、突き出さないようにし、踏面及びけあげと識別しやすい色とすること。	(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。				

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の3>>
敷地内の通路	6の項(6) 踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。	(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。		
	6の項(4) 回り段を設けないこと。	(エ) 回り段でないこと。			
	6の項(8) けこみ板を設けること。	(オ) 蹴込板を設けること。			
	6の項(6) 踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。	(カ) 段鼻には、滑り止めを設けること。			
	1の項(1)ウ 傾斜路を設ける場合は、7の項(1)に定める構造に準じたものとする。	エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。	三 傾斜路は、次に掲げるものであること。		
	7の項(1)ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。	一【敷地内の通路(1)ア参照】	—		
	7の項(1)イ こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、8の項に定める構造の手すりを設けること。	(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。	イ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。		
	8の項(1) 階段の踊場及び傾斜路の平坦な部分の手すりは、連続して設けること。	改 a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。			
	8の項(2) 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。			
	8の項(3) 握りやすい形状とすること。	c 握りやすい形状とすること。			
	8の項(4) 手すりは、階段及び段(以下「階段等」という。)並びに傾斜路の始末端部から障害者、高齢者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。			
	7の項(1)ウ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。	(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。		
	1の項(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する敷地内通路のうち1以上は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。	(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	第18条第2項第七号 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第16条の規定によるほか、次に掲げるものであること。		
	1の項(2)ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。	ア 幅は、140センチメートル以上とすること。	イ 幅は、120センチメートル以上とすること。		
1の項(2)ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。	ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。			
1の項(2)エ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。			

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の3>>
敷地内の通路	1の項(2)イ 段を設けないこと。ただし、段を6の項に定める構造に準じたものとし、7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。	一【移動等円滑化経路(2)参照】 イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。		二 傾斜路は、次に掲げるものであること。	
	7の項(2)ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100センチメートル以上とすることができる。	(ア) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。		(1) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。	
	6の項(1) 有効幅員(当該有効幅員の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。	a 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)が、120センチメートル以上			
	6の項(2) けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。	b 蹴上げの寸法が、18センチメートル以下			
	6の項(3) 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。	c 踏面の寸法が、26センチメートル以上			
	6の項(4)	一【敷地内の通路(1)ウ(エ)参照】			
	6の項(5)	一【敷地内の通路(1)ウ(ア)参照】			
	6の項(6)	一【敷地内の通路(1)ウ(ウ)及び(カ)参照】			
	6の項(7)	一【敷地内の通路(1)ウ(イ)参照】			
	6の項(8)	一【敷地内の通路(1)ウ(オ)参照】			
	7の項(2)イ こう配は、12分の1以下とすること。	(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。		(2) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。	
	7の項(2)ウ 高低差が75センチメートルを超える傾斜路については、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。	(ウ) 高さが75センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。		(3) 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	
	7の項(2)カ 8の項に定める構造の手すりを設けること。	(イ) (1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。			
	7の項(2)オ 傾斜路の両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。	(オ) 両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。			
7の項(2)エ 傾斜路の始末端部には、長さ150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。	オ 傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。				
1の項(2)オ 敷地内通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ちこまない構造のふたを設けること。	カ 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。				

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の3>>
敷地内の通路		<u>(3) 道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項(1)ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、1の項ア及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</u>		<u>3 第1項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項第一号中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</u>	
駐車場	<u>一(規則別表第9により適用されない) (2の項 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合は、1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)の駐車区画を車いす使用者用駐車区画として、次に定める構造とすること。)</u>	<u>3の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車いす使用者用駐車施設を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。</u>		<u>第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を1以上設けなければならない。</u>	
		<u>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</u>		<u>2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</u>	
	<u>(2の項(1) 幅 370センチメートル以上、奥行き 600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの駐車区画については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。)</u>	<u>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</u>		<u>一 幅は、350センチメートル以上とすること。</u>	
		<u>イ 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車いす使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。</u>			
	<u>(2の項(3) 建築物の出入口に近接した場所に設けること。)</u>	<u>ウ 1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</u>		<u>二 次条第1項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</u>	新 <u>2の項 車いす使用者用駐車施設は、車いす使用者用駐車施設から住戸までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けなければならない。</u>
	<u>(2の項(2) 水平な場所に設けること。)</u>	<u>エ 水平な場所に設けること。</u>			
		<u>オ 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。</u>			
	<u>(2の項(4) 道路から駐車場へ通ずる出入口には車いす使用者用駐車区画がある旨を、当該駐車区画には車いす使用者用駐車区画である旨を見やすい方法により表示すること。)</u>	<u>一【標識(1)(3)参照】</u>			
	<u>(2の項(5) 道路から駐車場へ通ずる出入口から駐車区画に至る経路について誘導のための表示を行うこと。)</u>	<u>(3) 車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。</u>			

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】				
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の3>>		
出入口	3の項 屋外へ通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に定める構造とし、1の項(2)に定める構造の敷地内通路に接続すること。	4の項 移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。	第18条第2項第二号 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。				
	5の項 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する居室の出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。						
	5の項(1) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。					(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、(2)に掲げるものを除く。	イ 幅は、80センチメートル以上とすること。
	3の項(1) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。					(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。	
	3の項(2) 戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。					(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
	5の項(2) 戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。						
	3の項(3) 障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。						
	5の項(3) 障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。						
	新 (4) 戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。						
廊下等	4の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する廊下は、次に定める構造とすること。	5の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。	第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。				
	4の項(1)ア 床面は滑りにくい仕上げとすること。	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。				一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	
	4の項(1)イ 段が生じる場合は、6の項(4)から(8)までに定める構造に準じたものとすること。	一【階段(1)参照】					
	4の項(2) 2の項に定める構造の駐車場へ通ずる建築物の出入口、3の項に定める構造の外部出入口及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する各室に至る廊下のうち1以上は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。	一【移動等円滑化経路(2)参照】	令第18条第2項第三号 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第11条の規定によるほか、次に掲げるものであること。				
		(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。					
	(4の項(2)ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。) 規則別表第9備考第4項 別表第1 1建築物の部26の項、27の項及び29の項に掲げる施設については、別表第5の4の項(2)ア及び6の項(5)に定める構造に係る整備基準は、適用しない。	改 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 規則別表第5備考第2項 別表第1 1建築物の部34の項に掲げる施設については、この表5の項(2)ア中「140」とあるのは、「120」とする。	イ 幅は、120センチメートル以上とすること。				

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】			
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の3>>	
廊下等	4の項(2)イ 段を設けないこと。ただし、段を6の項に定める構造に準じたものとし、7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。	—【移動等円滑化経路(2)参照】				
	4の項(2)エ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。		ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。		
	4の項(2)オ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		
	7の項(2)エ 傾斜路の始末端部には、長さ150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。	エ 傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。				
	4の項(2)ウ 廊下を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。	オ 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。				
階段	6の項 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する階段のうち1以上は、次に定める構造とすること。	6の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。	第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。		3の項 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。	
	(6の項(5) 階段の両側には、8の項に定める構造の手すりを設けること。) 規則別表第9備考第4項 別表第1 1 建築物の部26の項、27の項及び29の項に掲げる施設については、別表第5の4の項(2)ア及び6の項(5)に定める構造に係る整備基準は、適用しない。	ア 両側に、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。		一 踊場を除き、手すりを設けること。		(1) 両側に、別表第1の2の2の項(1)ア(ア)に定める構造の手すりを設けること。
	6の項(6) 踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		
	6の項(7) 段鼻は、突き出さないようにし、踏面及びけあげと識別しやすい色とすること。	ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。		三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。		
		エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。		四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。		
	6の項(4) 回り段を設けないこと。	カ 回り階段でないこと。		六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。		
6の項(2) けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。	キ 蹴上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。					

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の3>>
階段	6の項(3) 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。	ク 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。			
	6の項(1) 有効幅員(当該有効幅員の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。	ケ 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。			
	6の項(8) けこみ板を設けること。	コ 蹴込板を設けること。			
	6の項(6) 踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。	サ 段鼻には、滑り止めを設けること。			
		新 (2) (1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。			
	新 (3) (2)の規定にかかわらず、(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。				
	新 (4) (1)キからサまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段のうち1以上が適合すれば足りることとする。 規則別表第9備考第15項 別表第1 1建築物の部 34の項に掲げる施設に係る別表第5の6の項(1)キからサまで及び(3)に規定する整備基準は、同表の8の項に規定する整備基準を満たしたエレベーター及びその乗降ロビーを設置した場合に限り、適用しない。			新 (2) 別表第1の2の6の項(1)イからカまでに定める構造とすること。ただし、令第18条第2項第五号イからトまで及び4の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合は、この限りでない。	
傾斜路	7の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に定める構造とすること。	7の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。	第13条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。		
	7の項(1)イ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、8の項に定める構造の手すりを設けること。	ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、2の項(1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	一 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。		
	7の項(1)ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の3>>
傾斜路	7の項(1)ウ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。	ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。		
	7の項(2) 1の項(2)に定める構造の敷地内通路、4の項(2)に定める構造の廊下及び10の項に定める構造の便所に設ける傾斜路は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。	(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	第18条第2項第四号 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、第13条の規定によるほか、次に掲げるものであること。		
	7の項(2)ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100センチメートル以上とすることができる。	ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。	イ 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。		
	4の項(2)イにより適用される6の項(2) けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。	(ア) 蹴上げの寸法が、18センチメートル以下			
	4の項(2)イにより適用される6の項(3) 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。	(イ) 踏面の寸法が、26センチメートル以上			
	4の項(2)イにより適用される6の項(1) 有効幅員(当該有効幅員の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。	(ウ) 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上			
	4の項(2)イにより適用される6の項(4) 回り段を設けないこと。	—【階段(1)カ参照】			
	4の項(2)イにより適用される6の項(5) 階段の両側には、8の項に定める構造の手すりを設けること。	—【階段(1)ア参照】			
	4の項(2)イにより適用される6の項(6) 踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。	—【階段(1)イ及びサ参照】			
	4の項(2)イにより適用される6の項(7) 段鼻は、突き出さないようにし、踏面及びけあげと識別しやすい色とすること。	—【階段(1)ウ参照】			
	4の項(2)イにより適用される6の項(8) けこみ板を設けること。	—【階段(1)コ参照】			
	7の項(2)イ こう配は、12分の1以下とすること。	イ 勾配は、12分の1を超えないこと。	ロ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。		
7の項(2)ウ 高低差が75センチメートルを超える傾斜路については、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。	ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	ハ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。			

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の3>>
傾斜路	7の項(2)カ 8の項に定める構造の手すりを設けること。	エ 2の項(1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。			
	7の項(2)オ 傾斜路の両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。	オ 両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。			
	7の項(2)エ 傾斜路の始末端部には、長さ150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。	一【廊下(2)エ参照】			
エレベーターその他の昇降機	9の項 直接地上へ通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する建築物については、その階に通ずるエレベーターを1以上設け、次に定める構造とすること。 規則別表第9備考第5項 別表第1 1 建築物の部26の項、27の項及び29の項に掲げる施設に係る別表第5の9の項に規定する整備基準は、階数が4以上(専ら倉庫、機械室その他これらに類するものの用に供する階を除く。)の施設について適用する。	改 8の項(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター((2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。	第18条第2項第五号 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター(次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。		
	9の項(1) かごは、利用居室、10の項に定める構造の便所又は2の項に定める構造の車いす使用者用駐車区画がある階及び地上階に停止すること。	ア 籠は、利用居室、住戸、住室、車いす使用者用便所又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	イ かご(人を乗せ昇降する部分を含む。以下この号において同じ。)は、利用居室、車いす使用者用便所又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。		
	9の項(2) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル(用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超える施設(別表第1 1 建築物の部29の項に掲げる施設を除く。)にあつては、90センチメートル)以上とすること。	イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。	ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。		
	9の項(3) かごの奥行きは135センチメートル以上とすること。 規則別表第9備考第6項 別表第1 1 建築物の部26の項、27の項(26の項及び29の項に掲げる施設のみで構成される施設に限る。)及び29の項に掲げる施設については、別表第5の9の項(3)及び(4)に定める構造に係る整備基準は、車いす利用が可能なエレベーターを設置する場合に限り、適用しない。	ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。	ハ かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。		
	9の項(11) 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。	エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。	ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。		

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の3>>
エレベーターその他の昇降機	9の項(9) かが内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。	オ 籠内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	ホ かが内及び乗降ロビーには、 <u>車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</u>		
	9の項(5) かが内に、かがが停止する予定の階及びかがの現在位置を表示する装置を設けること。	カ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	ヘ かが内に、 <u>かがが停止する予定の階及びかがの現在位置を表示する装置を設けること。</u>		
	9の項(12) 乗降ロビーに、到着するかがの昇降方向を表示する装置を設けること。	キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	ト 乗降ロビーに、 <u>到着するかがの昇降方向を表示する装置を設けること。</u>		
	9の項(4) かがの幅は 140 センチメートル以上とし、車いすの転回に支障がない構造とすること。 規則別表第9備考第2項 別表第5の9の項(4)に規定する整備基準は、用途に供する部分の床面積(別表第1 1 建築物の部 27 の項に掲げる施設にあっては、別表第1 1 建築物の部 26 の項及び29 の項に掲げる施設の用途に供する部分の床面積を除いた床面積)の合計が 2,000 平方メートル未満の施設については、適用しない。	ク 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。 規則別表第9備考第17項 別表第1 1 建築物の部 34 共同住宅に係る8の項(1)クに規定する整備基準は、車いす使用者が円滑に利用できる幅のエレベーターを設置する場合に限り、適用しない。			
	規則別表第9備考第6項 別表第1 1 建築物の部 26 の項、27 の項(26 の項及び29 の項に掲げる施設のみで構成される施設に限る。)及び29 の項に掲げる施設については、別表第5の9の項(3)及び(4)に定める構造に係る整備基準は、車いす利用が可能なエレベーターを設置する場合に限り、適用しない。	(ア) 籠の幅は、140 センチメートル以上とすること。 (イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。			
	9の項(6) かが内に、かがが到着する階並びにかが及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。	ケ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。			改 4の項 移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。 (1) 籠は、住戸がある階に停止すること。 (2) 新築をする場合には、エレベーター及び乗降ロビーにあっては、令第18条第2項第五号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。
	9の項(9) かが内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。	コ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 (ア) 点字 (イ) 文字等の浮き彫り (ウ) 音による案内 (エ) その他これらに類するもの			
	9の項(10) かが内又は乗降ロビーに、到着するかがの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	サ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。			
	9の項(7) かが内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。	シ 籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。			

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の3>>
エレベーターその他の昇降機	9の項(8) かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	ス 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。			
		(2) 当該移動等円滑化経路を構成する令第18条第2項第六号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造とすること。		第18条第2項第六号 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。	
便所	一（規則別表第9により適用されない） (11の項) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、便所が建築物の区分につき1箇所の建築物であって、当該便所が10の項に定める構造便房だけで構成されているものについては、この限りでない。）	9の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。			
	(10の項(4)) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。）	ア 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。			
	(11の項(4)) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。）				
	(11の項(2)) 便所の出入口の戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。）	イ 便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。			
	(11の項(1)) 便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。）	ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。			
	(10の項(9)) 洗面器及び洗面器まわりの1以上は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。）	エ 次に掲げる洗面台を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。			
	(11の項(6)) 洗面器及び洗面器まわりの1以上は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。）				
		(ア) 洗面器（乳幼児用のもを除く。）の手前及び両側に手すりを設けること。ただし、当該洗面器が荷重に対し必要な強度を有し、身体を支持することができる場合は、手前に設けることを要しない。			
		(イ) 洗面器の水栓は高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。			
	(ウ) 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。				

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】				
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の3>>		
便所	改	(11の項(5) 男子用小便器を設ける場合には、1以上は床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類するものとし、手すりを便器の前面及び両側に設けること。)	オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。 (ア) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。	第14条第2項 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。			
		改	(イ) 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。				
			(ウ) 前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせること。				
	新	(エ) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。					
		改	(11の項(3) 10の項に定める構造の便所以外に便所を設ける場合は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造の戸、腰掛け式便器及び手すりを有するものを1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。)	カ 車いす使用者用便所以外の便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 (ウ) 便器は、腰掛便座とすること。			
	改		(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。		第14条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。		
			ア 便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便所を1以上設けること。		一 便所内に、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便所(以下「車いす使用者用便所」という。)を1以上設けること。		
	改	(10の項(6) 便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。)	(ア) 車いす使用者用便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。				
		改	(10の項(8) 便所には、腰掛け式便器、手すり等を適切に配置すること。)	(イ) 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。 a 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり(以下「L型手すり」という。)を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。	H18年告示第1496号 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。		
	新						

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の3>>
便所		b L型手すりと可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。			
		c L型手すりと可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上 75センチメートル以下とすること。			
		d 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。			
		e L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。			
	(10の項(8) 便房には、腰掛け式便器、手すり等を適切に配置すること。)	(ウ) 次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。		H18年国土交通省令第1496号 1 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。	
		a 腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。			
		b 腰掛便座の座面の高さは、車椅子の座面の高さに合わせること。			
		c 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。			
	(10の項(7) 便房には、車いす使用者が円滑に利用できる床面積を確保すること。)	(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。		H18年国土交通省令第1496号 2 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	
		(オ) 次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。			
		a 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。			
		b 洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。			
		c 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。			
		(カ) 紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。			
		(キ) 非常用呼び出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。			
		(ク) 戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。			
(10の項(5) 便所及び便房の出入口には、障害者、高齢者等が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。)	(ケ) 当該便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。				
(10の項(1) 便房の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。)	一【出入口(1)参照】				

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の3>>
便所	(10の項(2) 便所及び便房の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。)	一【出入口(3)参照】			
	(10の項(3) 便所及び便房の出入口及び床面には、段を設けないこと。ただし、7の項(2)に定める構造の傾斜路と併設した便所の床面については、この限りでない。)	一【移動等円滑化経路(2)参照】			
	(10の項(10) 便所内に、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。)	改 イ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用できる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。		改 二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	
		新 ア 当該便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。			
	新 イ 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。				
浴室、シャワー室又は更衣室	一(規則別表第9により適用されない) (12の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、床面は、滑りにくい仕上げとすること。)	改 10の項(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、当該浴室、シャワー室又は更衣室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。			
	(12の項(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、それぞれ1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)を、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。)	改 (2) (1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。			
	(12の項(2)オ 必要な場所に手すりを設けること。)	改 ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。			
	(12の項(2)エ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保すること。)	改 イ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されていること。			
		改 ウ 出入口は、次に掲げるものであること。			
	(12の項(2)ア 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。)	改 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。			
	(12の項(2)イ 戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。)	改 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。			
	(12の項(2)ウ 出入口及び室内には、障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。)	改 エ 高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。			
(12の項(2)カ 浴槽、シャワー及び水栓は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるような構造とすること。)	改 オ 浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。				

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の3>>
標識	一（規則別表第9により適用されない） <u>(10の項(5) 便所及び便所の出入口には、障害者、高齢者等が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。)</u> <u>(15の項(1) 障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場があることを表示する標識を設けること。)</u>	13の項(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。	第19条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。		
		ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。	H18年国土交通省令第113号 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第19条に規定する標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。		
		イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であること。	H18年国土交通省令第113号 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)でなければならない。		
		(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。			
	(3) (1)の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。				
案内設備	一（規則別表第9により適用されない） <u>(15の項(3) 建築物(案内所が設けられているものを除く。)又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を示した次に定める構造の案内標示を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。)</u>	14の項(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	第20条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。		
	<u>(15の項(3)ア</u> 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとすること。)	ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は、地色と対比効果があるものとすること。			
	<u>(15の項(3)イ</u> 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。)	イ 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。			
	<u>(15の項(3)ウ</u> 障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。)	ウ 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。			

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の3>>
案内設備	(15の項(3)エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。)	改 エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。			
	(15の項(3)オ 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。)	改 オ 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。			
	(15の項(2) 建築物(案内所が設けられているものを除く。)又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。)	改 (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 ア 点字 イ 文字等の浮き彫り ウ 音による案内 エ その他これらに類するもの	2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 H18年告示第1491号 一 文字等の浮き彫り 二 音による案内 三 点字及び前二号に類するもの		
	(15の項(2) 建築物(案内所が設けられているものを除く。)又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。)	(3) 案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。	3 案内所を設ける場合には、前2項の規定は適用しない。		
(15の項(3) 建築物(案内所が設けられているものを除く。)又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を示した次に定める構造の案内標示を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。)	改				

項目	指定施設整備基準【事前協議の基準】		建築物移動等円滑化基準【建築確認の基準】		
	旧<<規則別表第5>>	新<<規則別表第5>>	バリアフリー法施行令	旧<<建築物バリアフリー条例>>	新<<規則別表第1の3>>
備考		<p>(備考)</p> <p>1 別表第1 1建築物の部2の項(令第5条第9号に規定するものを除く。)、9の項(同条第1号に規定するものを除く。)、10の項、18の項、26の項(同条第11号に規定するものを除く。)、30の項から32の項まで、34の項及び35の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p> <p>2 別表第1 1建築物の部 34の項に掲げる施設については、この表5の項(2)ア中「140」とあるのは、「120」とする。</p> <p>3 別表第1 1建築物の部5の項(1,000平方メートル未満の施設に限る。)、6の項(1,000平方メートル未満の施設に限る。)、8の項(1,000平方メートル未満の施設に限る。)、11の項(1,000平方メートル未満の施設に限る。)、13の項(1,000平方メートル未満の施設に限る。)、15の項((1)を除く。)(1,000平方メートル未満の施設に限る。)、16の項、19の項(1,000平方メートル未満の施設に限る。)、20の項、21の項、22の項(1,000平方メートル未満の施設に限る。)、23の項、25の項から27の項まで及び29の項に掲げる施設については、この表の15の項中「歩道上」とあるのは、「道等」とする。</p>	<p>第23条 法第14条第3項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における第11条から第14条まで、第16条、第17条第1項、第18条第1項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「法第14条第3項の条例で定める特定建築物」とする。</p>		